

参考

空調設備整備事業アドバイザー業務

仕様書

令和8年4月

今治市 教育委員会事務局 教育大綱推進課

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

空調設備整備事業アドバイザー業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託期間

契約締結日から令和 10 年 4 月 30 日まで

(3) 本業務の目的

今治市（以下「本市」という。）では、酷暑の状態化に伴う熱中症リスクの低減を図り、利用者の安全性を確保するとともに、災害時における避難所機能の強化を図ることを目的として、運動施設への空調設備の導入事業（以下「本事業」という。）を進めている。

本業務では、民間事業者のノウハウを活用した効果的な事業手法を調査・検討し、本市が選択した事業手法に基づき、事業者選定等に係る各種の支援を行い、本事業を円滑に進めることを目的とします。

(4) 本事業の対象

「仕様書 別紙」対象施設一覧のとおり、45 施設の屋内運動場 42 か所、体育室 1 か所、競技場 2 か所、武道場 11 か所とする（以下「対象施設」という。）。

ア 学校施設 42 施設

屋内運動場 42 か所、武道場 9 か所

イ 障がい者文化体育施設 1 施設

体育室 1 か所

ウ 公共スポーツ施設 2 施設

競技場 2 か所、武道場 2 か所

(5) 本事業のスケジュール

ア 空調設備整備検討審議会（基本計画への答申）	令和 8 年 12 月
イ 学校施設環境改善交付金事業の計画提出 （令和 10 年度事業量調べ）	令和 9 年 5 月
ウ 空調設備整備検討審議会（募集要項等）	令和 9 年 10 月
エ 整備事業に関する事業者公募	令和 10 年 1 月
オ 整備事業の予算措置	令和 10 年 3 月議会
カ 整備事業に関する事業者選定（最優秀提案者の選定）	令和 10 年 4 月
キ 空調設備整備検討審議会（最優秀提案者の選定）	令和 10 年 4 月

2 委託業務の内容

(1) 基本計画検討支援業務

ア 机上調査

対象施設の中から本事業を検討する上で適切な 5 施設（以下、「代表施設」という。）

(※)を抽出し、代表施設に関する書類調査を実施する。本市が貸与する書類（竣工図面、工事履歴、点検記録等）を基に代表施設のインフラ整備状況（受変電設備容量、都市ガス敷設状況）や光熱費契約単価情報等を整理すること。

※「仕様書 別紙」対象施設一覧に記載のある、小学校・中学校・廃校・障がい者文化体育施設・公共スポーツ施設ごとに1施設を抽出すること。

イ 現地調査

代表施設に関する現地調査を実施する。

ウ 空調方式の検討

代表施設の調査結果を基に、対象施設ごとに空調方式（ガス方式、電気方式、ハイブリッド方式等）について、イニシャルコスト（機器本体設置費、キュービクル改修費のほかLPガスの場合は貯蔵設備設置費等）、ランニングコスト（電気・ガスの使用料金、メンテナンス費用等）、BCP、環境性能、静粛性等により比較検討を行う。

エ 断熱方法の検討

対象施設ごとに断熱方法について検討を行い、イニシャルコスト、ランニングコストにより比較検討を行う。

オ 基本計画図の作成

代表施設に空調設備を設置するための基本計画図を作成する。

カ 概算工事費の算出

基本計画図を基に、事業方式を比較する上で必要な概算工事費の算出を行う。

キ 事業方式の検討

事業方式（直営方式、DB方式、PFI方式、リース方式等）の比較検討を行う。空調方式・断熱方法の検討、基本計画図をもとに、総事業費（イニシャルコスト、ランニングコスト、補助金及び起債等活用の可否）、事業実施スケジュール、地元企業の活用等総合的な視点から発注方式を検討すること。

(2) 公募資料作成支援業務

ア 机上調査

代表施設以外を対象施設に関する書類調査を実施する。本市が貸与する書類（竣工図面、工事履歴、点検記録等）を基に対象施設のインフラ整備状況（受変電設備容量、都市ガス敷設状況）や光熱費契約単価情報等をまとめ、本市の現状を整理すること。

イ 概算工事費の算出

対象施設ごとに、概算工事費の算出を行い、全体事業費を算出する。対象施設ごとに負荷容量の設定、室内機を選定、室外機を選定（基礎工事やフェンス工事等の見込み）、受変電設備の改修見込み、ガスの改修見込み（都市ガスの場合メーター引き込み等、LPGの場合バルクやLPG庫、その基礎、フェンス）等の項目を整理したうえで、概算工事費を算出すること。

ウ サウンディング調査（民間事業者への参画意向調査）

① 今治市入札参加資格者リスト等を基に、メール等でアンケートを実施する。

② アンケート調査の結果、参加意欲のある事業者と個別にサウンディング調査を行い、

公募条件等を整理する。

③ 調査結果を集計および分析を行う。

エ 公募資料の作成

① 事業者選定のための公募資料案（募集要項、要求水準書、契約候補者選定基準、提案様式集）を作成する。

② 事業者と締結する契約書案について、事例の提供等、助言や支援を行う。

③ 提案上限価格の調整を支援する。

（３）事業者選定支援業務

ア 質疑回答の支援

公表した募集要項等に係る事業者からの質問に対する回答案の作成を支援する。

イ 事業者提案の評価支援

事業者選定プロセスにおいて、各社より提出された技術的提案について、比較資料を作成するなど、その内容を評価するための支援を行う。

ウ 空調設備整備検討審議会・選定委員会の運営支援

空調設備整備検討審議会・選定委員会の開催及び運営に伴う資料・会議録の作成を支援し、必要に応じて資料説明・質疑応答の補助等を行う。

3 委託業務の実施体制

（１）本業務の目的を十分に理解し、適切な人員を配置すること。

ア 業務責任者

「設備設計一級建築士」又は「一級建築士」の資格を有し、同種又は類似の業務に携わった実績がある者であること。

イ 業務担当者

各分野の業務担当者は、それぞれ１名以上配置すること。また、参加者を構成する企業に属していること。なお、各業務担当者の兼務は認めるものとする。

（ア）建築担当

（イ）電気設備担当

（ウ）機械設備担当

（エ）建設コスト管理担当

（オ）入札契約計画担当

4 業務計画書の提出

（１）受託者は契約締結後、速やかに「業務計画書」を本市に提出し、承認を得ること。

（２）業務計画書には、次の事項を記載すること。

① 業務内容

② 業務の詳細工程表（打合せ等を含む）

- ③ 業務実施体制及び連絡体制（緊急時を含む）
- ④ 管理技術者、各主任者及び従事者名簿

（３）業務計画書の内容に追加や変更等が生じた場合は、理由を明確にした上で、速やかに変更後の業務計画書を本市に提出し、承認を得ること。

５ 打合せ・協議

- （１）本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と、適宜、打合せを行うものとする。
- （２）打合せは、本市が認めた場合は Web 会議での実施も可能とする。
- （３）打合せ事項については、受託者がその都度記録を作成し、本市の承認を得るものとする。

６ 資料の貸与

- （１）本業務の遂行上必要な資料で、本市が所有しているものについては、これを貸与する。
- （２）受託者は、貸与が必要な資料の一覧表を提出の上で貸与を受け、使用終了後は速やかに返却すること。
- （３）受託者は、貸与を受けた資料を本業務以外の目的に使用してはならない。
- （４）受託者は、資料を紛失・汚染等しないよう取り扱い、これを公表し又は貸与してはならない。
- （５）本業務の遂行上必要として本市が認めた範囲において資料の複製を許可する。

７ 成果品の提出

１（５）本事業のスケジュールに間に合うように必要な資料を作成し、適宜、提出すること。本業務完了時には、作成した資料を以下の要領で取りまとめ成果品として提出すること。

（１）提出物

ア 基本計画検討支援業務

- ① 空調方式の検討結果
- ② 基本計画図
- ③ 想定概算事業費
- ④ 事業方式の比較検討結果（直営方式、PFI 方式、リース方式等）

イ 公募資料作成支援業務

- ① 概算事業費
- ② サウンディング調査結果（公募条件等の整理）
- ③ 公募資料（案）（募集要項、要求水準、評価基準、様式集）

ウ 事業者選定支援業務

- ① 募集要項等に関する質問・回答資料
- ② 空調設備整備検討審議会・選定委員会の資料
- ③ 空調設備整備検討審議会・選定委員会の議事録
- ④ 審査講評

(2) 提出形式

ア A4 判簡易製本 2部

イ 上記の電子データを収納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 2部

8 その他事項

- (1) 受託者は、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本市の所掌する情報資産の保護について万全を期し、業務上知り得た情報等を正当な理由なく第三者に知らせるなど、業務の目的外に使用することがないように徹底すること。
- (3) 受託者は、本業務の進捗に関して、本市に定期的に報告すること。
- (4) 本業務を受託した者又はこれらと資本面若しくは人事面において密接な関係のある者は、本事業に係る事業者選定に応募または参画できないほか、応募または参画を予定する事業者のコンサルタント業務等も受託できないものとする。なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100分の50を超える決議権を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業役員を兼ねている場合をいう。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定する。

9 担当部署及び連絡先

(1) 担当部署

今治市 教育委員会事務局 教育大綱推進課

(2) 連絡先

住所：〒794-0027 愛媛県今治市南大門町2丁目5番地1

電話：0898-36-1611（直通）

電子メール：kyouikut@imabari-city.jp

対象施設一覧

■小学校

番号	施設名	所在地	屋内運動場	武道場
1	吹揚小学校	黄金町三丁目 3 番地	○	
2	別宮小学校	別宮町五丁目 1 番地 7	○	
3	常盤小学校	中日吉町二丁目 6 番 55 号	○	
4	近見小学校	近見町一丁目 5 番 1 号	○	
5	立花小学校	立花町四丁目 3 番 45 号	○	
6	鳥生小学校	南高下町三丁目 3 番 71 号	○	
7	桜井小学校	郷桜井一丁目 8 番 26 号	○	
8	国分小学校	古国分二丁目 7 番 1 号	○	
9	富田小学校	上徳甲 394 番地 4	○	
10	清水小学校	五十嵐甲 13 番地 3	○	
11	日高小学校	別名 446 番地 2	○	
12	乃万小学校	延喜甲 349 番地	○	
13	波止浜小学校	地堀一丁目 3 番 40 号	○	
14	朝倉小学校	朝倉北甲 281 番地	○	
15	鴨部小学校	玉川町中村甲 574 番地 1	○	
16	九和小学校	玉川町摺木甲 71 番地 1	○	
17	波方小学校	波方町養老甲 803 番地の 1	○	
18	大西小学校	大西町大井浜 103 番地	○	
19	亀岡小学校	菊間町種 52 番地	○	
20	菊間小学校	菊間町長坂 2000 番地 1	○	
21	吉海小学校	吉海町八幡 157 番地	○	
22	宮窪小学校	宮窪町宮窪 4765 番地	○	
23	伯方小学校	伯方町木浦甲 3599 番地 2	○	
24	上浦小学校	上浦町井口 4497 番地 1	○	
25	大三島小学校	大三島町宮浦 5145 番地	○	
26	岡村小学校(僻地集会所)	関前岡村甲 697-1	○	
合 計			26	0

■中学校

番号	施設名	所在地	屋内運動場	武道場
27	日吉中学校	中日吉町一丁目 3 番 70 号	○	○
28	近見中学校	近見町四丁目 2 番 57 号	○	○
29	立花中学校	立花町二丁目 8 番 7 号	○	○
30	桜井中学校	郷桜井一丁目 8 番 8 号	○	○
31	南中学校	松木 349 番地 1	○	○
32	西中学校	山路 554 番地 3	○	○
33	北郷中学校	中堀四丁目 1 番 1 号	○	○
34	朝倉中学校	朝倉北甲 273 番地	○	
35	玉川中学校	玉川町高野甲 21 番地	○	
36	大西中学校	大西町九王甲 2280 番地の 1	○	
37	菊間中学校	菊間町浜 2628 番地 1	○	○
38	大島中学校	吉海町幸新田 250 番地	○	
39	伯方中学校	伯方町木浦甲 4134 番地 1	○	
40	大三島中学校	上浦町井口 5610 番地	○	○
合 計			14	9

■廃校

番号	施設名	所在地	屋内運動場	武道場
41	旧今治小学校	南大門町二丁目 5 番地	○	
42	旧上朝小学校	朝倉上甲 776 番地の1	○	
合 計			2	0

■障がい者文化体育施設

番号	施設名	所在地	体育室	武道場
43	サン・アビリティーズ今治	喜田村二丁目 1 番 10 号	○	
合 計			1	0

■公共スポーツ施設

番号	施設名	所在地	競技場	武道場
44	大西体育館	大西町新町甲 797 番地	○	○
45	菊間総合体育館	菊間町池原 1463 番地 2	○	○
合 計			2	2

【総合計数】

総合計数	45施設/56か所
------	-----------